

## 第16回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会

日時：平成19年12月21日

16時00分～18時00分

場所：総務省共用会議室4

## 開会

【安田座長】 定刻になりましたので、第16回住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会を開催させていただきたいと思います。師走の大変お忙しいところ、ありがとうございます。今年はこれで最後だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

初めに、委員の異動なんですけれど、見えておられないから後にしましょうか。

【江畑課長】 間もなくお見えになると思います。

【安田座長】 じゃあ、本日の委員の出席状況と資料の確認をしていただけますか。

【望月企画官】 それでは本日の委員の出席状況でございますが、徳茂委員がちょっと遅れておられまして、大山先生は後ほどいらっしゃるという状況でございます。あとは、きょういらっしゃる委員の皆様がご出席ということになります。

お手元の資料でございますけれどもお開きいただきまして、最初にちょっと大きめの新聞の切り抜きを配らせていただきまして、堀部先生の写真が載っておられまして、我々も関係する部分があるものですから参考として配らせていただいております。

本体のほうでございますが、1つお開きいただきまして第16回の資料一覧がございます。この中で資料1、2、3、4、5、6、7となっております。資料1が「住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保のための措置」ということで、4つの箱と言われているものでございます。資料2が点検状況につきまして、これは定例の資料でございますが入っております。あと、住民基本台帳の情報の流出事案を受けまして検討会を行っております、その報告書がまとまりましたので概要版を入れさせていただきます。それが資料3でございます。あと報告書の本体を入れさせていただきます。その後、資料4でございますが「住基ネットの利用状況」ということで、資料5は裁判の関係の一連の一覧表、資料6は住基カードがここまで普及しましたというような利用状況でございます。最後に資料7ということで社会保障カードの関係の資料、これは今検討が進められておりますので、そのご報告の資料でありまして、あと、これと同じようなものがございますけれども一番最後に参考資料ということで、本来はホームページにアップされるものですけれども、今日の午前中に行ったものですので、参考までに実物を配らせていただいております。

以上でございます。抜けているものはございますでしょうか。

【安田座長】 よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは議題表を見ていただきますと、セキュリティ対策、利用状況、関連訴訟、カードの利用状況、社会保障カードとあります。ほとんど全部関連しておりますので、最初に全部資料をご説明いただいて、後で議論に入りたいと思います。

それでは事務局から、資料の説明をお願いいたします。

【中井専門官】 本人確認情報保護門官の中井でございます。私からは、情報セキュリティ対策についてということで、資料1及び資料2に基づいて説明させていただきます。

資料1は、この調査委員会でも何度かお示ししています「住基ネットの個人情報保護・セキュリティ確保のための措置」ということで、箱が4つ掲げられております。詳しい説明は省略しますが、保有情報の制限・利用の制限がかかっているということ、それから内部の不正利用の防止策がとられているということ、外部からの侵入防止策がとられているということ、その他の措置が講じられているということで、この中で全市区町村におけるチェックリストによる自己点検とそれに基づく指導、外部の監査法人によるシステム運営監査等が行われているということでございます。主にそれについての説明が資料2ということでございます。

資料2のほうに行かせていただきます。資料2は今年度の住基ネット、それからそれに接続している既設ネットワークに関する調査票による点検状況ということでございます。本日現在の状況を取りまとめております。

今年、平成19年5月18日に、住基ネットの推進協議会におきまして、「すべての市区町村において住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査票」、これはいわゆるチェックリストというものでございますけれども、これに基づいてセキュリティ対策の自己点検、必要な対策の見直し等を実施していただく、各都道府県において必要な指導・助言等を行っていただくよう要請したということでございます。

2つ目の白丸でございますけれども、特に以下の項目については重要な項目として選出出して、すべての市区町村において原則3点満点を達成することを目標にして指導・助言を行ってきたということでございます。それから。過去、平成15年度から18年度の重要点検項目についても引き続き3点満点を達成することを目標として、助言・指導を行ってきたということでございます。

その項目でございます。夏の調査委員会でもご説明させていただいたところではございますが、まず重要点検項目といたしまして、重要機能室及びそれに準ずる室の管理という

ことで、1ページから2ページにかけて①から③で掲げている項目でございます。④と⑤は、操作者識別カード及び操作履歴の管理ということで挙げている項目でございます。3ページの⑥から⑦は、磁気ディスクの管理に関して挙げた項目、求めている項目ということでございます。

これらの対策状況につきまして自己点検結果を調査いたしましたところ、住基ネットを運用しているすべての市区町村において、重要点検項目の20項目について3点満点を達成したことを確認しております。その状況が5ページから6ページにかけてでございます。年々、件数としては上がってきていて、平成19年でこの項目については3点満点を達成したという状況が、5ページから6ページでございます。

それから過去の重要点検項目につきましても、ほぼすべての市区町村で3点満点ということでございます。過去の重要点検項目については7ページから8ページに挙げております。

3ページに戻っていただきまして、自己点検の結果、改善の必要がある市区町村においても実体上適正に運営されているところでございますけれども、改善計画書を作成して改善を実施しているという状況でございます。

10ページから17ページにかけまして点検結果の集計表を掲げてございます。3点に達していない項目もございますけれども、これについても指導をしているところでございます。

3ページに戻っていただきますと、その他の項目についても技術的助言、指導の実施、取り組みによって水準がさらに向上しているという状況が、9ページでございます。一応2.99というところまで行っている状況でございます。

それから4ページでございますが、実は前回の調査委員会の際に、ほぼ3点満点を達成しつつあるというお話をしましたところ、形骸化しているところがあるんじゃないかというご指摘もございました。そこで少し検討しまして、システム運営監査はおおむね100団体程度、外部からの監査ということでやってもらっているところでございますけれども、これの主には都道府県による立ち会い等を実施しまして、実際に見てもらって、改善するのが望ましい項目等がある場合は、計画書を作成して速やかに改善するよう助言しております。改善計画書の内容、改善状況について適時確認する等のフォローアップを、都道府県の担当課に依頼しております。これを来年度以降継続して実施して行って、徐々に実際現場を見て形骸化しないような形でレベルアップを図っていかれたらと考えているところ

でございます。

それからその下ですけれども、本人確認情報の提供を受けて利用する国の行政機関等への取り組みも始めているということでございます。国の行政機関等向けのチェックリストを配付しまして、自己点検を依頼し、自己点検の結果について指定情報処理機関への報告を予定しております。18ページ以降にそのチェックリストを出しておりますが、これに基づいて国の機関でもチェックしてもらおうというふうに検討しているところでございます。

セキュリティに関しましては以上で説明を終わらせていただきます。

【加藤理事官】 理事官の加藤でございます。私は、市町村単位の既存の住基制度の担当をしております。私からは、資料3につきましてご説明申し上げたいと存じます。

資料3は、報告書の概要ペーパーと、検討会の報告書でございますが、概要ペーパーに沿ってご説明させていただきたいと存じます。

これは本年5月に愛媛県の愛南町を中心といたしまして、住民基本台帳の情報流出事案が起こったということを踏まえまして、それに係ります実効性ある対策を検討しましょうということで、本年6月から7回にわたって東京大学の宇賀克也先生を座長といたしまして検討会を開催させていただきまして、先ごろ報告書を取りまとめたところでございます。その報告書の内容でございます。資料3の概要ペーパーのほうをお手元にお取りいただければと存じます。

まず1といたしまして、情報流出事案を踏まえた現状認識でございます。5月の事案を踏まえましてどういう情報流出の要因があったのか、反省点は何だったのかということがございまして、セキュリティ確保の必要性を考え、委託と再委託との関係も検討したというのが1でございます。

2で、実効性のある対策としてどういうものを考えていくのか検討を行っておりまして、(1)として対象事業の範囲、どこまでの委託を対象とするのかということがございまして、(2)で四角で囲ってございますが、対策の具体的な内容を検討しております。主に7項目ということで、指定場所における処理、承認を受けないデータ持ち出しの禁止、データの暗号化処理、承認を受けないデータの複製・複写の禁止、処理作業後のデータの返還・廃棄、承認を受けない再委託の禁止、日々あるいは一定期間ごとの処理記録の提出ということを提言いただいております。

(3)でございますが、委託先事業者の限定の適否ということで、ISOなどの認証取

得につきまして事業者選定に当たって1つの判断要素として考慮ということも、報告としていただいております。対象行為者等も記述させていただいております、それが2の実効性ある対策の内容ということになります。

3でございますが対策実施の手法になりまして、2の対策をどういう手法でやっていくのか検討していただきました。(1)の選択肢として3つあるということで、①ガイドライン等に基づく助言による対応、②住民基本台帳法の施行令に基づく技術的基準、これは大臣告示でございますが、これを出しておりますので、その改正を通じた規範性のある対応、さらに次のページになりますが、③法律改正の対応と、この3つの選択肢があるだろうということで、ご検討いただきました。特に検討会の中では、②の技術的基準の改正による対応ということが方向性として出てまいりまして、これにつきましてかなりいろいろご議論いただきました。

②につきまして、1ページから2ページにかけて四角の中になりますが、情報セキュリティ確保措置の規範性が確実に担保されるよう、法律あるいは施行令に基づいて定められている法令上の最低限の基準である「技術的基準」、これに必要な事項の改正・追加等を行うという方向でございます。2ページでございますが、それを受けまして、総務省は、住基法に基づき必要な権限行使を行うと書いてございます。市町村の側でございますが、その技術的基準を踏まえまして、これを具体的な発注条件として委託事業者との間の契約条項に盛り込んでいただく、それを通じて、委託先事業者の確実な履行を請求していくことが考えられるだろうということでございます。

3つ目の丸でございますが、こうした対応に加えまして、運用上の工夫、より具体化した契約条項のひな形の提示であるとか、自己点検表の活用、監査の実施、さらに事業者選定の際、事業者にセキュリティ確保のための措置の内容を明らかにさせた上で契約を締結するというやり方、さらには契約上の責任の追及、これは損害賠償請求といったこととなりますが、こうしたことを組み合わせることによりまして、情報流出はかなりの程度防止できるという検討結果をいただいております。

(2)(3)につきまして、(2)は法律上特別な措置を講じる場合の理由、法律改正に伴いまして、特に住基情報につきまして特別な措置を講じる場合の理由を書いてございます。ここでは簡潔に書いてございますが、報告書本体の中では、住民基本台帳情報の特質等につきまして書かせていただいております。

そういう対応がございまして、次の4、罰則の取扱いでございまして、法律改正による

対応の場合、規制された行為に対しましてさらに踏み込んで、刑事上・行政上の罰則を科していくべきかどうかご議論がありまして、報告の中で、これも盛り込ませていただいております。下に書いてございますような議論、刑罰導入をどうするか、刑罰の機能をどう考えるのか、過失による情報流出事案が多い中でどういう構成を考えるのか、刑罰ということではなくて、行政上の秩序罰という対応もあるのではないかとということが論点として挙がりました。最終的には、引き続き議論・検討を深める必要があるというまとめになっております。

そうした4までのことがございまして、5のまとめでございまして、四角に囲ってございまして、セキュリティ確保の重要性にかんがみまして、まずは迅速で速効性を有する対応をとるということです。規範性を有する技術的基準の改正による対応を通じて、市町村の取組みを徹底していくこととすべきという取りまとめをいただいております。

2つ目の丸でございまして、法律改正も視野に含めて検討いただいたわけですが、法律改正については、さらに詳細な検討を行いつつ、今回の検討会の一定の整理・意見集約の上に立って、さらなる対応として取り組んでいくとなっております。

一番下の3つ目の丸でございまして、こうした全国を通じた対応にとどまることなく、市町村において、地域や事業者の状況に応じて個人情報保護条例あるいは規則などによりまして、独自に対応を強めていくと。全国で一律の対応ということではなくて、市町村単位でプラスアルファの対応も望まれるであろうということも、提言いただいております。

後ろに報告書本体もつけております。報告書自体は15ページほどのものでございまして、その後ろに大臣告示の改正で行くというのが最終的な取りまとめでございまして、その改正案のイメージをつけております。その他、検討の過程におきます参考資料等も取りまとめたものでございまして、後ほどお時間のあるときにお目通しいただければと思います。

私からは以上でございまして。

【安田座長】 ありがとうございます。

【望月企画官】 それでは続きまして、資料4と資料5の説明を続けてさせていただきます。

まず資料4でございまして「住基ネットの利用状況」ということで紙がございまして。ご出席の先生は皆様ご存じのとおりでございましてけれども、住基法に定められた国の行政機関等に本人確認情報を提供していくということ、その中で具体的には旅券の発給とか、厚

生年金と国民年金の裁定とか、もしくは被保険者に係る届出の関係、そういったものについて規定されているという状況になってございます。

右側のほうの黒い四角の中でございますけれども、現在、年間で7,000万件ほど情報の提供をしているという状況です。これは国に対してでございます。また地方公共団体においても400万件の情報提供の実績があるということでございます。この結果、年間で1,400万件の現況届等が省略されていると。この現況届は年金のほうの話でございますが、こういったものが省略されていたり、特にパスポートの発給は都道府県で行っておりますので、そういった際住民票の添付が要らなくなっているといったものがありまして、440万件の住民票の写しの添付が省略されている状況になってございます。また現況届につきましては、現在1,400万件ということでございますが、今後、年間3,000万件程度まで利用の拡大が見込まれるということでございます。

その他、2段目になりますけれども、転出・転入に伴いまして市町村間でデータのやりとりをする必要がございますけれども、420万件の転入通知につきましてオンライン化が住基ネットによってできているという状況でございます。平成18年度の実績の数値はこのとおりでございます。

あと、点線で書いてございますが、今後の話ということになってきますけれども、厚生年金・国民年金における被保険者の住所変更等の届出の省略ということで、平成23年4月以降、実際に施行がされるわけですが、そうしますとこの届出自体が要らなくなっていく状況になっていくと。もしくは労災の障害補償年金の支給事務についても利用が進むという状況になっておりまして、その場合には10万件程度住民票の写しの添付が省略されるだろうということでございます。

このあたりの状況は前回とあまり変わっておりませんが、その後、2枚目以降をごらんになっていただきたいと思いますが、件数自体は数千件というレベルでございますけれども、年金記録の検証の問題の中で住基ネットが利用されておりますので、そのご報告をさせていただきます。

いわゆる5,000万件の案件でございますが、なぜこの5,000万件が発生したんですかということ、これは総務省に年金記録問題検証委員会というものが設置されてございまして、その中の報告書が10月31日に出ておりまして、そこから抜粋をしたものでございます。

一番最初は年金記録につきまして統一的な番号で管理されておりましたので、①

のところですが、当時年金の記録が3億件ぐらいありました。その後基礎年金番号の付番というものがされたわけですし、その際には1億156万人に対して番号がつけられたという状況でございます。その後、社会保険庁のほうで20歳以上55歳未満という形で統合等を行っていったりしておりますが、数がどんどん1億人のところに収束してきているという状況、また④のところでございますが、裁定請求の際とかそういったところで基礎年金番号の確認を行って番号の統合を進めてきたと。こういう統合を進めてきた経緯はあるんですが、現時点というか平成18年6月1日時点で約5,095万件の不明が発生しているということでございます。

この年金検証委員会で、この5,000万件の未統合の記録が発生した経緯とか原因を探る目的で全体として調査しようという中で、住基ネットにつきまして社会保険庁で利用をして、その結果を統計的な処理をしたものを委員会のほうに報告せよということになりまして、その報告がされたというものでございます。サンプルとしまして7,840件調査されておりますので、その結果の報告でございます。

次の3ページになりますけれども、一番上の箱になりますけれども、住基ネットと照合した結果、生存の可能性が高いことが判明した者の記録が7,840件のうちの33.6%ありましたというものでございます。なお、その内訳がありますけれども、氏名、生年月日、性別が同じというところがポイントでございますが、ただその後に基礎年金番号がついている人とついていない人がそれぞれおりますので、それが25.6%と8%という割合になっているということでございます。

2番目の箱になりますけれども、同じように3情報を照合いたしましたけれども、この人は死亡しているのではないかとということが判明したものと、年金受給の対象にならないと考えられる記録であったもの、もしくはもう既に統合済みであることが判明した記録が27.9%ということでございますが、そのうちの上のほうのうち書きですけれども、死亡が判明した者の場合、住基ネットと照合した結果過去5年以内に死亡した可能性が高い人たちも判明しております、これが15.5%という数字であるということでございます。

最後のその他はいろいろなわからない人ということになりますが38.5%でございますけれども、下の円グラフでいいますと、①とか②とか③に該当する人は住基ネットを使うことである程度特定ができたということですので、存在している意味があったのかなということでございます。

以降、詳しく目のところは、同じような形で厚生年金とか船員保険のデータもございませ

ので、ご参照いただければと思います。

当然のことながら、住基ネットを使う場合につきましては法律上の根拠またはそれに基づく省令をつくってございまして、それがどういうものかというのが5ページ以降のパーツでございます。

この前の年金改革の一連の法律の中に、住基ネットの利用の改正パーツもございまして、その中で住民基本台帳法の別表を改正させていただいております。上のほうでございますけれども、73項でございますが、社会保険庁が使えるものということで、船員保険の場合の被保険者に係る届出に関する事務というものを入れさせていただいているのと、次のページになりますが6ページの上のほうでして、厚生年金保険の被保険者に係る届出の部分、次が7ページになりますが、国民年金によります被保険者に係る届出に関する事務というものが法律で改正されてございまして、それぞれのパーツを受ける形で別表省令の改正をさせていただいております。ここをより詳しく書いたものが下の段でございまして、5ページに戻っていただきますと、例えば被保険者に係る届け出としまして具体的には「被保険者に係る届出の受理又はその届出に係る事実についての審査」、本当にこういう人がいるんでしょうかという確認と、二号でございまして、そういうふうに一たん確認されたものにつきまして、被保険者がその後生きておりますとか、名前とか住所が変わっておりませんかといった事実の確認をすることに住基ネットを使おうと。これを正確には今後、例えば住所が変わったとき、一々届出をしていただかなくてもネットを使えばわかるということを企図しながら入れているわけですが、過去に行われた届出につきましても同じようにその後どうなっているか使えるものですから、今回このような検証の中で使っているということでございます。

あと、資料4の一番最後のページはまた別な毛色の利用の話でございまして、政府税調のほうの話でございます。

9ページになりますが、「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」というのが11月に税制調査会から出てございまして、この中で納税環境の整備というものがうたわれております。その中で、(2)のアンダーラインのところでございますけれども、住基ネットを通じて税務当局が本人確認情報の提供を受けることができれば、納税者の手間が省けるとか、簡素で効率的な政府の実現に資するということなので、その体制の構築が望ましいのではないのでしょうかということが、調査会の中で言われているということでございます。この場合、よくある納税者番号とはまた別の流れの中で言われていることございまして、本

来税金を納めるべき人がその後どこかに転居している場合、今はどこにいるのかという確認を住基ネットを使ってできないかという発想のもとで提言がされているものでございます。

以上、このような動きがございましたというご報告でございます。

あと資料5でございますけれども、住基ネットの関連訴訟の状況でございます。いつもどおりの一覧表でございますけれども、前回の調査委員会の後、2つ判決が出ておりますので、ご紹介をいたしたいと思います。

平成19年10月17日水曜日でございますけれども、東京高裁判決がございました。これは③の控訴審でございますので、③は何かというと上のほうを見ていただきまして、平成18年3月20日の千葉地裁判決でございます。中身自体はいつもどおり住基ネットの運用の差しとめとか損害賠償という中身でございます。こちらは行政側の全面勝訴という形で終わってございます。

その後、平成19年11月29日でございますが、杉並事件高裁判決がございました。これは④の控訴審ということで、上のほうを見ていただきますと平成18年3月24日でございますが、同じく杉並事件の地裁判決というものでございます。こちらは杉並区が選択的に情報を都のほうに送るということが認められないのかという、いわゆる選択制の可否を争点にした裁判でございます。こちらのほうも国側が全面勝訴という状況になってございます。

以上がざっと時系列的に並べたもので、2枚目は事案に関しまして係属状況をあらわしたものの、いつもどおりの未定稿のものでございますけれども、左側が国が被告になっている訴訟、右側が国が被告となっていない訴訟でございます。左側の国が被告になっている訴訟の中で、今ありました東京高裁関係で千葉地裁から上がっているものを書いてあるのと、一番下の丸は杉並区が原告のところですね。二審勝訴の後、上告中と。こういったものが出ているということでございます。

以上、2事案につきましては3ページ以降にそれぞれ1枚紙で概要ペーパーを挟ませていただきました。

千葉地裁から東京高裁に上がった案件に着きましては3ページでございます。判決主文は棄却となっておりますので、判決の概要のところでございますが、プライバシー権というものは従来どおり裁判側でも認めているわけでございますけれども、具体的に3丸目の「しかし」から始まるところでございますが、住基ネットの法制度面とか運用面いずれから検

討しても、控訴人が主張するようなプライバシー侵害のおそれなるものは、一般的、抽象的レベルにとどまっているでしょう。具体的なレベルには達していないので侵害予防請求というものにはならないということでございます。逆に言いますと、我々が日ごろ運用レベルでプライバシーを守っていくことが課されているということでございますので、今後ともその点については力を入れていきたいと考えているところでございます。

次の4ページでございますが、杉並区のほうの判決でございます。こちらもると書いてあるんですけども、ポイントとなりますのは下から2番目の丸になろうかと思えます。控訴人杉並区は、プライバシー権の制度的保障の欠如にもかかわらず選択式を認めないのはおかしいんじゃないかと言っていると。しかしながら市町村のみならず行政機関は、唯一の立法機関である国会が制定した法律を執行しなければなりません。地方公共団体は法律をちゃんと守ってくださいと。地方公共団体が独自に違憲だと判断してその仕事をしないというのは、許されないでしょう。唯一の立法機関で国家の最高機関でございますので。そういうことで全体の裁判としては、杉並区には理由がないということになったということでございます。

その後5ページでございますが、前に一度ご報告させていただいておりますが、箕面の案件でございます。箕面市とか豊中市とかそのあたりの住民の方が訴訟を起こしているものでございますが、その後の経過でございまして、まず5ページの真ん中あたりですが、平成18年11月30日に大阪高裁の判決で負けましたということでございます。その後、12月7日に箕面市長が上告を断念する旨を表明いたしまして、12月28日に箕面市長が検討会をつくりまして、3月30日の段階で検討会の報告書が提出されていると。この中で、例えば住民票コードを削除するために、全体の住民票を削除した上で住民票コードを記載しない住民票を職権で記載したらどうかとか、控訴人以外の人につきましても、希望で住民票コードを削除するようなことを導入してもいいんじゃないかとか、そういった答申が出ているということでございます。6ページになりますが、箕面市長から大阪府知事に、「住基ネットにおける住民票コードの削除にかかる現状認識について」という通知がございまして、例えば最高裁の判決に基づいてやるべきことはやるんだとか、住民の選択制を導入するつもりだとかいうことを議会とか報道機関に説明したとか、そういったことの報告がなされました。その後やりとりを府と市の間でいたしまして、その中で箕面市がなかなか、違法なことをやりそうなおそれがあるんじゃないかということで、9月6日でございますけれども大阪府知事から箕面市長あてに、住民基本台帳法に基づきます事務の

適正な執行についての勧告を行わせていただいているということでございます。この場合は自治法とちょっと違いまして、一般的な技術的助言と同じようなレベルになりますので、具体的行為を行う前の段階で注意をすることができるというものでございます。

以上、裁判とそれに絡む案件のご説明をさせていただきました。

あと、杉並のほうは今、最高裁判に上告がされたということと、箕面の案件とはまたあれなんですけど、最高裁のほうで、箕面以外の市の部分につきまして弁論を開始するという決定がされておまして、高等裁判所の判決を見直す際は必ず弁論を開くのが慣例となっておりますので、そういう条件は整っている状況にあるということでございます。

以上でございます。

【中小路理事官】 理事官の中小路でございます。資料6の住基カードの利用状況について説明させていただきます。

平成19年10月末において171万9,728枚で、約172万枚の交付状況になっております。また、毎年、上期よりも下期に伸びてくるという傾向がありますが、10月までの実績で30万5,958枚と、月平均にすると平成18年度の月平均をすでに上回っている状況でございます。今後、下期に例年どおりに伸びていくであろうということと、本年度の場合、e-Taxの関係で最高5,000円の税額控除等がある中で、電子証明書を取得するため、従来以上の伸びが予想される状況でございます。

11月末というのはまだ都道府県からの集計がまだ全部我々のところに届いていない状況なんですけど、今、34団体ほどいただいています中で見ますと、やはり9月から10月、10月から11月ともに1.5倍ほどの伸びを記録しております。また、LASDECのほうで発行の委託をしているんですけども、人口3万人以下の市町村では11月末の状況が判明していますが、10月と11月では1.73倍ほどの伸びを記録しております。

先ほど言いましたe-Tax絡みでの電子証明書の取得との関係と見受けられますけれども、公的個人認証サービスの発行件数を見ましても、9月から10月にかけて約2.44倍ほど、10月から11月にかけても2.66倍ほどの伸びを記録しており、今後の伸びも期待されているところでございます。

さらに、我々としても住基カードの普及に関しましていろいろな取り組みをしているところでございまして、そもそも住基カードの交付を受けるには、500円程度の手数料がかかるということとか、役所まで取りにいくのに時間がかかり、休みも取らなきゃいけない、それとともに住基カードに対するメリットとか取得方法等の周知も十分とは言えない

点もございますので、それらを踏まえた対応を今行っているところでございます。

そういう中で、交付手数料に関しましては無料化の方向で検討を進めています。従来、交付手数料500円程度が適当という通知をしていたんですが、記述を見直しまして無料化することも差し支えないとの通知を行ったところです。それとともに無料化するための地方財政措置等の拡充もできたらという点で、現在財政当局とも調整をしているところでございます。

それとともに、住基カードを取得するのに本庁舎に発行端末機が1台しかなく、ごく身近の支所とか出張所で取得できないという市町村もございます。そういう中においてカードの発行端末機をもっと市町村に配置していただけるような推進策も練っております。それとともに住基カード取得の方法等なかなかわかりにくいとかいう話もございますので、各市町村のHPにアクセスし、住基カードの取得手続き等を説明する検索システムを今開発させていただいているところでございます。

それとともに来年の年明け、1月末以降ですけれども、確定申告等の時期にも合わせましていろいろな広報等も計画する予定です。市町村においてもこの時期に集中的に広報紙等を使って広報していただくよう考えているところでございます。

以上でございます。

**【望月企画官】** 資料7でございます。社会保障カードということで、まだ仮称となっておりますが、厚生労働省で検討会を設けましてそちらで検討が進められておりますが、関連することでございますので、ご報告ということで資料を入れさせていただきました。

1ページ目でございますけれども、今年の7月5日でございますが、年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会合意がされております。その中で、新たな年金記録管理システムの構築といったものが言われておりまして、平成23年度をめどに社会保障カードというものを導入しようということになってございます。その場合、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ確保を図った上で1人1枚のカードを導入するということがポイントになってございます。

これを受けまして、内閣官房にIT室というところがあるんですけれども、そこと総務省、これは我々でございます、それと厚生労働省さんと連携をいたしまして検討するという体制をとっております、社会保障カードのあり方に関する検討会、これは大山先生が座長になっておりますけれども厚生労働省の主催という形で設置をいたしております、きょうの午前中に第5回の本会議をしていると。そのほかにもヒアリング等も実施してい

るという状況でございます。この段階のスケジュールとしまして、年内をめどに社会保障カードに関する基本構想を取りまとめる予定と。めどでございますので、年明けということも場合によってはあるということでございますけれども、大体こういうスケジュール感で進めていくというふうになってございます。その際、社会保障番号のあり方とか、住基ネットとか公的個人認証サービスとの連携などについても、当然話題になる状況でございます。

2ページ目でございますが、ちょっと字が小さくて恐縮でございますけれども、右側でどういうメンバーでやっているのかということで、大江先生から始まっておりまして2番目の大山先生が座長ということになっております。また堀部先生もメンバーに入っただいておりまして、それぞれのご専門の立場からご意見をいただいているという状況でございます。

その次の3ページ目でございますけれども、こちらがきょうの午前中の段階でまとめられておりますけれども「社会保障カードに関する議論のための検討メモ(案)」というものが出されておりました、そのポイントのパーツでございます。なお、この検討会は会議後速やかにインターネット上に資料がアップされる状況になってございますが、その中に一緒に出ておりますが、資料7の参考資料ということで席上でお配りしているものでございまして、こちらのほうをわかりやすい形でまとめたものが、この横紙でございます。

この横紙のほうでご説明させていただきますけれども、カード導入のねらいということで、年金手帳とか健康保険証とか介護保険の被保険者証の役割を果たすということが1つと、自分の年金記録を自宅のパソコンなど、別に自宅外でもいいわけですが、そういうところから安全かつ迅速にいつでも確認できるといったことを実現していこうじゃないかということでございます。また、自分の特定健診情報、過去の健康診断の情報とか、病院にかかった際のレセプトの情報。もともとそういう基盤が整備されるのが前提になりますが、例えばレセプトを電子化するような状況になったとき、それを希望する人がカードを用いて自分で見ることができると。その結果、間違いがあればおかしいんじゃないかみたいな話になるかもしれませんが、いずれにしろまず自分でチェックできることが非常に大事なことであるということで、進めているということでございます。

またその他の社会保障の分野での利用、例えば雇用保険とかいったものも将来見込めますので、そういった分野での利用とか閲覧可能情報の拡大など、用途の拡大にも対応できるものを目指そうじゃないかということでございます。

この場合、利用者側、国民側でございますが、こちらとサービスの提供側ということで保険者等の事務効率を高める効果が見込めるので、そういったものの実現を主眼としてやっっていこうという仕組みになっているものでございます。

利用者にとっての主な効果と、提供する側の事務面での効果、それぞれの観点がありますけれども、例えば制度全体をまたがるもの、この制度というのは年金と医療と介護それぞれということですが、例えばその他の標準負担額減額認定証といったものも含めまして、いわゆる保険証が1枚で済むようになって、管理・携帯が非常に容易になるということ、もしくは1人1枚ということですので、家族の母親が病院に行って、その間に子供が別の病院に行くような場合、それぞれのカードを持っていけばよいということがございます。また、今の被保険者証の場合、普通は券面にそのまま全部情報が書かれておりますので、それを一部ICチップの中に入れてとか、そもそも書かないということになりますと、今に比べてプライバシーの保護という面ではすぐれたものになるということがございます。さらに住所とか生年月日、写真とかを表面に記載することによって、身分証明書として利用することもできるようになるんじゃないかと。

一方、事務面のほうでございますが、各保険者が個別にそれぞれの保険証を出す必要はございませんので、そういった管理という面での事務負担が軽減されていくということ。また併給調整と言いまして、例えば医療と介護の間で負担額の調整をしなくてはいけないということがあるんですが、そういったときの調整がしやすくなるのではないかとという効果が見込めるということでございます。

また医療と介護の分野に限って言えば、利用者にとっては、例えば住所異動とか転職の際も保険証を新しくもらうとか返すといった手間が省けるとか、逆にそういうことがなくなることで加入手続漏れの防止にも役立つんじゃないかとか、そういったことが効果として想定されているということでございます。

右のほうでございますが事務面の効果ということで、資格情報の自動転記のようなことができるようになれば転記ミスがなくなっていくと。転記ミスというのはあまりないんじゃないかという感じがしないわけでもないんですが、実際には年金問題でも明らかのように、ある一定確率で必ず発生してしまいますので、ここをできるだけ機械化していくのが非常に大事なことだということでございます。

下の年金でございますが、自宅のパソコンから年金記録を確認できる。今、ねんきん特別便ということで社会保険庁から送っていくわけですが、当然送ってもらわないと

わからないという仕組みですので、むしろ国民の側から自分で見たいときに見るという仕組みにすることが、国民の利便の上で非常に大きな効果があると考えられるんじゃないかと。また右側のほうで事務負担としましては、ユーザーIDとかパスワードとかいったもので閲覧させることで、事務負担が楽になる面があるということがございます。

以上が主な効果ですが、一方で必ずありますのが、プライバシーに対する侵害とか、情報の一元的管理に対する不安といったものが出てくるわけでございまして、こういったものに対応する必要があるんじゃないかとか、費用負担についてどうするのかという懸念が当然ありますので、これについてもどのように配慮していくのかといったことを踏まえて、今後とも議論を進めていく必要があるであろうということが、全体としてのまとめでございます。

次の4ページになりますけれども、その中で特に、例えばプライバシーの侵害とか情報の一元的管理に関する不安についても、当然対応する必要があるというのが論点になっておりまして、その中で固まっておりますのは、少なくとも安全性に優れたICカードを導入すべきであろうということですね。これは一斉のせいで全部ICカードというわけにはなかなか行きませんので、一定期間をおく必要はあろうかと思いますが、最終的にはICカードを導入することによって安全性、プライバシーというセキュリティの向上は確実に図れるはずだと。カードに収録する情報は、逆に最小限、アクセスキーとしてカードを利用するというにいたしまして、いろいろな情報につきましてはカードの中には入れないと。逆にデータベースの中に入れておきまして、データベースにアクセスをする際の制御としてカードを使っていくという方向で考えようということでございます。

カードの券面に記載する情報につきましては、基本となりますのは氏名と発行者の情報、こういったものが基本でございまして、あと、希望者によって身分証明書として使うようなこともありますので、その場合にはそれに応じた情報ということで、例えば住所とか生年月日とか、こういったものをどうやって記載していくのかということを考えるということでございます。

また先ほどちょっと申しましたが、一斉のせいで全部一気にICカードに変わるというのはなかなか難しいものですから、またICカードですので機械でございましてから、場合によってはICチップそのものが壊れるといったことも考えられないわけではないので、非常に低い確率ではございますが、そういった非常時に対応することを何らかの形で検討していく必要があると。また移行期の場合は、お医者さんとか介護の現場でICカードを読み込めない、読み込む設備がまだ整わないということが考えられますので、そういった

移行期には例えば自分で情報がわかるようにしておいてあげるとか、何らかの紙のものを配っておいてあげるとか、そういった何らかの工夫が要るだろうということでございます。

2丸目になりますが、各制度・各保険者で管理されているそれぞれの資格情報を何らかの形で関連づけた上で、加入者を特定するためのかぎとなる情報をカードに収録すると。それによってアクセスキーとしてカードを使うというのが今の発想の原点になっているわけですが、そのカードにどういう情報を入れるのか、技術的な可能性といたしまして、今は大きく4つの案が提示されてございます。

1つ目は各制度に共通の統一的な番号で、ただしそれは本人申請によって変えることはできるけれども、医療と介護と年金とそれぞれの制度に通じる大統一番号みたいなものをつくったらどうかという案がございます。

案2は、そもそもそういうカードを国民の方にあまり意識してもらう必要はないのではないかと。むしろカードを持っているということが特徴なわけだから、カードを識別するということからアプローチするやり方もあるんじゃないかということで、カードの識別子を利用する考え方があるんじゃないかと。

案3としまして、医療は医療、介護は介護、年金は年金というそれぞれの制度の中で今ある番号を使うか、もしくはその制度の中で統一的な番号をつかって、それを使っていくということでございます。案3と案3-2で何が違うかということなんですが、案3のほうは今の番号ですので、例えば引っ越すと介護の番号が変わる、もしくは転職しますと健康保険の番号が変わるといったことがあるんですが、案3-2になりますと、そういう移動に伴っても制度の中においては番号は変わりませんので、そういった面での事務負担、もしくは国民の負担が軽減するというメリットがあるということでございます。

案1と特に案3-2との違いでございますが、各分野をまたがっているか、各分野ごとに別々かということになりますので、各分野で番号を変えたとき別のところに影響を及ぼさない。あまり想定すべきことではないですが、例えばお医者さんの中のデータから医療番号が漏れたとしても、それは年金のほうには影響を及ぼさないとか、そういった効果が3-2のほうにはあるだろうということでございます。

案4は一番シンプルな案でございますが、基本4情報そのものをチップの中に入れて使っていたらどうかということでございますが、例えば住所というものがあつた場合、引っ越すことによってその情報の書きかえという問題が発生しますので、引っ越しの際速やかに書きかえることが必要だという課題を、何らかの形で克服していく必要があるだろう

ということでございます。ただ非常にシンプルな案ですので、そういった面では逆に国民の不安は比較的少ないのかもしれないといったことがあろうかと思っております。

3丸目でございますが、当然のごとく情報のセキュリティ対策は徹底して行う必要があるということ。どういう観点からセキュリティ対策をするか、ルールはあるわけですが、いずれにしても全体としてセキュリティ対策が必要だと、徹底する必要があるということとはほぼ共通認識になっているところでございます。

またカードの収集情報に応じた利用制限ですね。これは今の住民票コードについてもありますが、例えば告知要求制限とか、住民票コードを含んで第三者に提供するようなことを主としたデータベースをつくっちゃいけないとか、こういったことについても当然検討をしていく必要があるようになってございます。

あと費用対効果というところでございまして、カードを導入する際のお金の面と、スムーズに交付ができるのかという面からの検討もされてございまして、その中でカードの交付方法につきましては3つの案がございます。1つ目は市町村が交付する、2番目は今の保険証と同じですが保険者が交付する、その際は国民のカバーという面から医療保険者がやるという点が1つと、案3でございますが、年金保険者である国が交付するという案が、一応検討されているということでございます。

この後、全体としての共通認識に近いですが、関連する仕組みですね、レセプトオンライン請求の仕組みとか、これは我々の領域でございますが住基カードの存在、今あるカードをできるだけ使う、もしくはカードを発行するというシステム全体を1つの資源と考えて有効活用していくということ。もしくは公的個人認証というのがございますので、この公的個人認証を使って本人確認もしくはアクセスの際の厳密な確認をしていくということ。それと電子私書箱というものが今政府内で検討されていまして、何らかのデータベースの中に、これは自分で管理するものですけれど、そこに自分の情報を集散的に集める、自分用の私書箱という概念で説明をしております、それをできるだけ使うと、例えば併給調整というようなことができるんじゃないかみたいなことがあるものですから、そういったものについても最大限に活用していくと。というようなことが全体の合意事項になっているということでございます。

こういう論点と効果とそれぞれの配慮事項がございますので、この検討を進めて最終的に結論を得ていこうということなんですが、いずれにしろ国民の幅広い議論が必要だという点においても共通認識になっておりますので、幅広い議論をいただきながら最終的な紋

り込みを行っていきたいという形になろうかと思っております。

以上でございます。

【安田座長】 ありがとうございます。

堀部先生、まだお時間はありますか？

【堀部委員】 もう少し。

【安田座長】 そうですね。それでは委員の交代がございましたので、それだけまずやっていただけますか。

【江畑課長】 委員の交代をご紹介申し上げます。全日本自治団体労働組合の植本委員の後任といたしまして、同じく全日本自治団体労働組合の中央執行副委員長の徳茂万知子さんにご参加いただくことになりましたので、ご紹介いたします。

【徳茂委員】 よろしく願いいたします。

【安田座長】 何かございますか。よろしいですか。

【徳茂委員】 特段結構です。

【安田座長】 じゃあ、堀部先生、お時間があれですから先にご発言をいただいて。

【堀部委員】 訴訟関係で、全体の状況はよくわかりました。資料5の箕面市について5ページに出ていますけれども、箕面市において検討会を設置……。この検討会というのはどういうメンバーか、専門家に依頼とか書いてありますけれども、どういうメンバーで。こういう結論というのは住民基本台帳法との関係で問題があるように思うんですが、そこはどうかという点が1つ大きいかと思えますし、これで最高裁の判決が出て、今度この箕面市はどういうふうにするのか。ここで上告をしていませんので確定してはいるんですが、その後、箕面市の意向はちょっとよくわかりませんが、そのあたりどうするつもりなのかという点はどうなんでしょうか。

【望月企画官】 箕面市は、最終的な結論をどうするのかというのはまだ決めていないようでございますので、ちょっと確定的なことは言えないんですが、どういう専門家の方を選んだのかということでございますけれども、一応弁護士さんとかも入れまして、それなりのアドバイスを得ながらやっている状況ではございますが、当然弁護士の方の中でもいろいろな方がいらっしゃるわけでございますが、市長がこの人がいいということで選んだ方が。

特に裁判の確定効が及ぶのは、訴訟した人についてのコードの部分だけを消せるというところだけが実は確定しておりますので、それに基づきます例えば大阪府側のデータを消せ

とかいったことは裁判の中でも何も言われていないものですから、そういったことをやるには及ばないということで、できないことになろうかと思っております。また例えばコードだけを消したとき、そのほかのデータ、例えば名前とか住所といったものは住民票内に生きているわけですから、全体をネットの上から消すというの、また台帳と別のことをやっていることとなりますので、これもまたできないこととなりますので、全体を消すということ自体も法律上はできないはずだと。逆に言うとコードだけを消すのはコンピューターネットワークのシステムからできませんので、いずれにしる送信の方法がないのではないかというのが我々の感覚でございます。

【安田座長】 ほかには。よろしいですか。

じゃあ、皆さんご議論をお願いします。

【江畑課長】 最高裁が弁論を2月にやるということもございまして、おそらく箕面市はその状況を、今の段階では見守っている状況であろうと思います。で、最高裁が弁論の結果、そう遠くない時期に最終的な判断を下すと思いますので、おそらくその最高裁の判断を踏まえてどうされるかと。そういう結論を出されるんだというふうに我々は思っております。

【堀部委員】 わかりました。そういう途中の段階だということで理解しておきます。

【安田座長】 皆さん、どうぞご議論をお願いいたします。

私のほうからいえば、資料2の4ページ。監査の話ですけれど、こういうふうに大体いろいろとやったことをこっちにも知らせてほしいということがあるんだけど、今はないんですけど、どんどんこういうふうにやってもらえばありがたい。もっとも監査機関のほうに嫌だという可能性もあるので、何とかそこを説得してぜひどこをどうやったということを明解にして、あと抜き打ちみたいな形でどんどんやってもらえば大変ありがたいという気がしますが、ぜひこれは進めてほしいと。

もう1つは資料6で、無料化とおっしゃいましたよね。ぜひ予算をがっちり取って無料化してほしいと。そうするとどんどん進むんじゃないかと思っておりますので、それはぜひお願いしたいと思います。

【小川委員】 私はこのセキュリティのところでもうちょっとお願いがあるんです。資料2の1ページから2ページ、3ページにかけて、例えば⑦磁気ディスクを適切に廃棄するとかこういったことは、今回の海上自衛隊のイージス艦の情報流出においては、もっと厳格に行われていても流出したと。だからこれはあまり意味がないんです。形式に流れて

いるというのは、こういうことをやっています、やっていますと言うことなんですよ。

例えば4ページが一番上の白丸、「システム運営監査への立ち会い等を実施」とか。システム監査をする人たちが、どのレベルでどのぐらいのスキルでどうやっているのか、立ち会いの側はそれをチェックする能力があるのか、その辺が問われるわけです。安田先生がおっしゃるように、少なくともこの委員に対しては、あるいは委員会に対してはある程度明らかになることが必要だし、あまりマル秘だということは向こうは言わないと思いますが、できれば海上幕僚幹部に対して今回のイージス艦の情報流出について、あまり立ち入ったことは必要ないんですが、ちゃんとここにあるようなことをもっと厳格に定めていたにもかかわらず情報が流出したことについて、教訓を学ばせてほしいというふうにアプローチして、やはりこの委員会としてすこし検討してみたらどうかと思います。

あの場合は34歳の三等海佐、海軍少佐、そこそこのエリートコースを歩いている人間ですね。彼が、罰則で言いますと特別防衛秘密ですから最高懲役10年にもなるにもかかわらず、わかっていながらやっちゃうと。それはどういうことかという、部署がほかの課になるかどうかということもあるんですが、例えば江畑課長が部下のどなたかに対して「おい、あれを出せ」と規則に違反することを要求してみる。で、出すかどうかなんです。江畑さんに逆らったらおれの将来はないと思うかもしれない、しかし「課長、それは絶対いけません。こういう法律で禁じられております」と言ってくれるかどうかなんです。あるいはほかの課でもいいですよ、江畑課長が自治政策課長に対して「おい、あれを出してくれ」と言う。でもだめだと向こうが言うか、「いや、いいよ、いいよ」と言っ出てしまうか。そういったことは常にある。あのイージス艦のケースだってそうなんです。ここにあるようなことはもっと厳格にやっている。普通では立ち入ることもできないような部屋で管理されているにもかかわらず、あの三等海佐が行くと全部「開けゴマ」で開いちゃうんですよ。そういったことについてなりすましということもあるけれど、これはなりすましではないんです。ただ形式に流れているかどうかのチェックをどこでどうするんですかというところが、多分問われると思う。

きょうのお話にありましたように、本当に社会保障カードまで含めてすごく便利になるんですよ。住基カードはあえて必要になるまで僕は持たないと言っているんだけど、だんだん持とうという感じになってくる。ただセキュリティについて、やはりチェックリストで済ませてほしくないなと。とにかくイージス艦のケースは非常に象徴的だし、ちょっとこちら側でもスタディーをしていただくといいかなと。それを1つお願いしたいと思

ます。

【安田座長】 どうもありがとうございます。確かに大変なことだと思います。チェックリストは当然やらなきゃいけないことだけれど、それだけじゃ多分うまくいかないから、もう1つ次をどうするかですね。

前川さん、それに関して何か。

【前川委員】 私は資料3の関係なんですけれども、今年5月に起きた情報漏えいの事件ですけれども。前回のときはまだ起きて間もないころだったと思うんですけれども、その後いろいろ進展があると思うんですけれども、今回の情報漏えい事件の根本的な原因は一体何だったんだろうかと。もともときちっと対策はとられていたはずですし、ルールもあったはずですし、委託者に対する契約もきちっと行われていただろうと私は思うんですけれども、そうした中でこういう事件が起きたのは一体何だったのかというのがわかっていれば、そこを教えていただきたいのと。責任追及の状況というのはどういうふうに進展しているんでしょうかという2点について、お教えいただければと思います。

【加藤理事官】 資料3の報告書本体のほうの2ページないし3ページをごらんいただければと思うんですが。2ページの(1)情報流出を招きかねない要因・反省点というところで、今回の情報流出事案、あるいはそれを受けたヒアリング等を踏まえた認識を書いてございます。

なぜこういうことが起こったのかという部分を2ページから3ページに書いてございまして、いろいろな規定があつていろいろこういう形でやってくださいとしているのですが、実際は緩くなっていて、そのとおりに実施・遵守されていないことで起こったのではないかと。そこをもう少ししっかりと構築し直して、手順を踏んでやっていけば、こういう形にならなかったのではないかと。どうしたら期待されているような形になって手順が踏まれていくのか、どういう対策をとった方がいいのか検討したことになっております。実際、求められている水準はあつたわけですが、それとおりに、現場ではこなされていなかった。そこに問題があつたのではないかとという認識でおります。

責任追及の状況でございますが、事業者に対しては各団体から損害の請求が出されておりました、事業者もそれを認めまして、必要な額の金銭の支払いをしているという報告を聞いております。

【前川委員】 ありがとうございます。

やはり市町村側でやるべきことは一応やっていた、ルールはあつてそのとおりにやっていた

ただけれども、でも現場は守っていなかったということなわけですね。ですからさっき小川委員がおっしゃったみたいに、「ちゃんとやっていますか」「はい、ちゃんとやっています。ちゃんと契約もやっています。守っています。万全です」と言いつつ、やはり漏れてしまったということだと思ふんですよ。だから、やはりチェックリストとか表面的な監査だけでは十分ではないということがわかったということだと思ふんです。

【江畑課長】 付け加えて言いますと、今回のケースで1つは、再委託する場合は許可をする、承認するという契約事項があったことを遵守していなかったということが最大の原因ではございますが、その委託業者との間でも今回新たに基準に盛り込もうとしております、例えば指定場所での作業とか、その指定場所からデータを持ち出す場合の承認でありますとか暗号化でありますとか、そういうことについて市町村が委託業者と契約する際、必ずしもそういう具体的な条項まで定めていなかったことは事実でございます。

【安田座長】 今に関係しますけれど、この資料3の真ん中の四角の下に、「これらのうち、特に②に焦点を当て、措置の徹底を図るべき」と書いてありますけれど、これって、この報告書の中に何か具体的な策は入っていますか。この「措置の徹底」というところは何か具体的なものがあるんですか。さっきおっしゃった特別な部屋でやるとか、そういうことがもうちょっと明確になってきたということなんですかね。

【加藤理事官】 この項目につきましては、全体として技術的基準にきちっと位置づけて、それに基づいて市町村が契約に定めてやっていただくということになっています。その中でも、特に持ち出し自体が一番多いのでそれを中心として、他にも指定場所での処理とかそういったものも全部関係はしてくるのですけれども、特に②が一番焦点なので、それを中心にしていろいろな基準もきちっと定めて、契約に落とし込むと。契約の中でも持ち出す場合には承認なりかからしめて勝手に出ていかないようにすると書いてございますけれど、「徹底を図るべき」ということで、特にここの部分だけを重くとは書いていません。考え方としては、ここが一番メインなのかなということで記述させていただいているということです。

【安田座長】 今、会社やなんかだと守衛さんが抜き打ちでチェックするみたいなこともやっていますけれど、そういうもっと具体的に示さないといけないんじゃないかなという感じがするんですけど。

【江畑課長】 今回のこのケースは、職員がデータを扱っていてそれを持ち出すというケースというよりは、委託業者がまさにデータの統合なり改修なりの作業をやる際に起こ

ったという事案を前提に対策を講じるということでございますので、基本的には事業管理室だ、事業勤務室だ何だの中でやるのが基本なんですけれども、それを別の場所で作業する際に規制をかけると。そこを重点的に措置をするということで、データ持ち出しに伴う漏えいを防止するというのを1つの対策として挙げていると。委託業者が業務を行う際の対策を中心に議論をしていただいたということでございますので、通常職員が業務を行う場合のことも当然それは重要な要素でございますが、今回は委託ということのある程度前提に置いたといいますか、ある程度ターゲットを絞って議論していただいてこういう結論が出ているということで。

【堀部委員】 それに関連しまして。個人情報保護に関する法律で20条が安全管理義務、21条で従業員の監督、22条で委託先の監督というのがありまして、経済産業省で経済産業分野のガイドラインをつくっている検討委員会の委員長を務めて、ガイドラインの作成、その改定の議論をしてきています。そういう中で、民間の人たちもこの法律の規定はどこまで守ればいいのかというのがなかなかわからない。経済産業省のガイドラインでは「最低限これをしなければならない」というのと「望ましい」という2つに分けて、「しなければならない」というのはそのとおりにしていなければ法律違反になるおそれがありますよ、「望ましい」というほうは、そうではないけれどできるだけ従ってほしいというような書き方をしてやっているんですね。ただ、それでも実際に講演など頼まれていくと、それでもまだよくわからないといったところもあつたりするので。

そこで今度はベストプラクティスといいますか、去年30社調べまして、アルファベット順だと26文字なのであとは $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ とかで30社調べて。これを冊子にもしているし、経済産業省のホームページでも見られるようにしているんです。企業名は一応A、B、Cとかアルファベットになったりしています。今年も追加して10社、今度は何にするかというので結局、あいうえお、かきくけこで10社にしましたけれど、そういうのもう間もなく公表するかと思うんですが。

実際に現場でやっている人たちからすると、それを見るとよくわかるという人が結構多いんですね。自治体の場合そういうことをやっているのかどうか、もしやっていないとすればそういうこと、もちろん最低限のことはやらなくちゃならないんですけど、さらにハイレベルの措置を講じているこういう例があるということで、そういったベストプラクティス集みたいなのをつくるということもあるのかなと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

【安田座長】 それはいい考え方ですよ。言われてもわからないものね、何をやればいいか。「こういうことをやるんですよ」と言ってくれば。

【堀部委員】 ある企業の場合などは、レベル1からレベル4まで完全に建物の中の区域も分けて、例えば違うところに行くと、レベル1の受付から会議室に行く場合には持ち物も持っていけるんですが、的確にどこを通ったか覚えていませんけれど、とにかくレベル4になると一切持ち込みもさせない。たしかレベル2のあたりでも外部の者はロッカーに全部預けて、一切持ち込めない。携帯電話もたしか持ち込ませない。どこのレベルがどうだったかわかりませんが、実際にその企業に行ってみますとそういうことで。従業員についてもガードマンが入り口で入るとき、出るときに全部チェックするというをやったりして。

そこまでやらなければならない企業と、そこまでやらなくてもいいんじゃないかというのがあるとは言うんですけど、その場合は特に自治体からの委託もあると思うんですが、そういうことで対応しているという例などもありますね。

【安田座長】 それはぜひ考えて。住基を担当している方々あるいは市町村に、「こんなことをやるんだよ」って、「べからず」集じゃなくて、「あるべき」集を。

【小川委員】 堀部先生のお話に関連してご参考までに。ここまでIT化が進んでいない時代でも、アメリカとかイギリスとか、企業とかシンクタンクとか何かではその辺がはっきりもうルールができていたというのを思い出しました。例えばアメリカのサンタモニカにあるランドコーポレーション、シンクタンクですね。あそこに行くと民間のシンクタンクにしてはもともと空軍がつくったというのはあるんですが、ガードマンは全部拳銃を持っていますね。中は全部ラインが色で分かれていて、レストリクテッドエリアとなると武装ガードマンがついていないと外部の人間は入れないとか、もうクリアランスの問題で全部チェックされる。だからパソコンの持ち込み以前の話なんですよ。そんなことをちょっと思い出しました。だからもともと考え方がちゃんとしているんですね。

もう1つは、携帯電話の持ち込みの問題があったんですが、ある西側の先進国の大使館によく行くんですけども、地下の駐車場も許可があって何重にもゲートがあるんですが、自分の車で入る。駐車場をおりると、やはりガードマン、その国の特殊部隊のやつがついてきて、中に入る以前のところに全部透明のプラスチックの柵があって、大使以下全部携帯電話は持ち込み禁止。そこに入れて全部かぎをかけて入る。そうなっています。

ところが先週この20階に行ったんですが、携帯電話を持ち込むなどとも言われなかつ

たし、電波のシールドがないものだから、ちゃんとアンテナが立ってしまして。

【安田座長】 ちゃんとメールも送れますと。

【小川委員】 20階というと警察庁の頭脳ですからね。やはり基本的なルールの理解というのを政府の側がちゃんとして、それに基づいて地方自治体の職員の方についてもやりやすい格好で提示してあげる、いまおっしゃったような話ですね。それが必要なと思いました。ちょっと余分なことですが。

【安田座長】 いやいや。実際問題そうなんですよね。さっきのポリシーの話も、チェックはしたとしても実際にやっているかもう1回きちんと点検しなきゃいけないし、それにはやはりこういうことをやるんだよと示してあげないといけないだろうという気はしますよね。

【江畑課長】 1つは自治体自身がこういう個人情報を扱う業務を行う場合の守るべき事項ということと、もう1つは先ほどからお話申し上げていますように、委託業者に委託してデータ処理を行わせるとき、具体的にどういう事項を守ってもらうべきかということとを契約で決めるわけですから、具体的にどういうことが最低限契約で遵守すべきか、ある意味での契約のひな形的なこと。それからもう1つは先ほど堀部先生のお話にございましたように、その業者自体が会社としてどれだけこういう情報セキュリティ対策をきちっとやっているか、契約の相手方として選ぶときどういう観点からその会社を選ぶか、そういう水準といったものを情報提供として示して、セキュリティの確保を各自治体に徹底してもらいたいということを考えているところでございます。

【安田座長】 うちらも調査委員会なんだから、逆に住基の関係の委託契約書をここに出してきて、一応見てみますかね。

【遠藤委員】 契約しても悪意のある人がいたら絶対だめなんですよね。フェールセーフにしておかないと。この資料3の2の(2)を見ると、やる意思のある人が全員であってそのときのルールであって、例えばSDメモリに入れてポッと出られたら、何もわからないわけですよね。これは善意の塊のときのルールであって、悪いことをしようと思った人には全然何も役に立たないルールなんです。だから対策の内容を2つに分けておかないとダメなんでしょうかね。漏れたら本当に困るような情報は、フェールセーフのファシリティがちゃんとしていると。

例えば弊社の新しい銀座のビルは、ICカードの社員証がないと絶対入れないんです。絶対に入れないんです。それで何時にだれが出たか、パソコンの電源を何時に入れて何時

に切ったか全部ログが残っているんです。それから何かプリントをしようとする、自分のICカードを使わないとプリントアウトさせないんですね。もちろんいろいろなデータベースのアクセス権限も決まっていて、そこから何かをダウンロードしようとする、それもちょうとログに残っちゃうんですよ。ですから、さっき言われたダウンロードしてポケットに入れて出てくることもできないんですね。そういうファシリティがしっかりあるところ、要するにハード的にかなり固まっているところじゃないと、本当は出しちゃいけないんですよ。

ところがこれが矛盾しているのは、アウトソーシングというのは安いから出すんですね。ということはそういうものがないところに出しているんですよ。だから話がもともと矛盾しているんです。

【小川委員】　　そうですね。

遠藤委員の会社ですけれども、今のルールが適用されるのは社長もそうですか。

【遠藤委員】　　そうです。

【小川委員】　　本当に。

【遠藤委員】　　社長もこれをやらないと入れない。こういうやつがありまして、そいつに自分のあれをやらないと出られない。時々ICカードを持ってくるのを忘れる人がいるんですね。そうすると、直筆でちゃんと書かないとだめなんですよ。

【堀部委員】　　この住基についてはそういうことはないと思うんですけど、お手元に配っていただいた日経の昨日の、財団法人日本情報処理開発協会が11月27日に行いました国際シンポジウムの記事なんですが、今までもオフショアというか海外に情報処理を委託している例はかなり出てきているわけですよ。それもありまして、1つは1枚目ですと、また中国とか韓国が多いものですから、中国、韓国についてはプライバシーマークで提携してできるだけ措置をきちんとしてもらうというので、お2人を呼んで話をしています。2枚目のほうの一番左下にあるテンプスタッフ・データなんですけれど、ここなどはもうそっくりそのまま海外に出しているということで、話を聞いている限りでは出した後もきちんと管理はしているというけれど、じゃあ、その先はどうなっているのかよくわからない。テンプスタッフにそう言う悪いから言いませんけれど、一体どうなのか。こういう問題もあるし、国際機関で議論をしても、いろいろな国で海外での委託処理にどう対応したらいいのか、どこでも困っているんですよ。特にコールセンターなどは国内に置かずにとんどん海外に出ている状況で。ですから、住基はそういうことはな

と思うのでそれはいいんですけど、そういうことも疑ってかかっておかないと、ということもあるのではないかと。

【小川委員】 今年の夏、大連に自民党の国会議員たちと行って。こういったアウトソーシングしているところに関して日本側の組織もあるんですね。その責任者たちとしゃべりましたが、情報セキュリティについての認識とか知識はあまりあるとは思えなかった。ですからやはり先生がおっしゃるようなところをきちっとどこかで押さえないと大変だなと思いました。

【安田座長】 それは日本が一番、僕はやはりおかしいと思っていますよ。泥棒が出ないから安全だから何でもいいと。そういう感覚ですからね。

【遠藤委員】 でも情報漏えいしてそれが悪用された場合はなかなかわからないんですよ。「漏えいしちゃいました」って自白するのは、悪意があってやったわけじゃなくて過失でそうなりましたということなんですけれど、それを使ってうまい汁を吸っている人は、情報が漏えいしてきたなんてことは絶対言わないわけですから、そうするといつまでたってもなかなかわからないということで。実際は本当に悪心を持ってやられたケースのケーススタディーってなかなかできないと思うんですよ。

そういう意味で言うと、やはりアウトソーシングする場合は、ハード的にかなりしっかりした内容になっていないところを出してはいけないということが、まず必要なんじゃないかと思うんですね。ルールだけで後は善意だけで防御しようと思ったって、そんなこといったら世の中戦争はなくなるんですけど、そういうわけにはいかないの。

【安田座長】 やはり委託先が問題ですよ。再委託、再々委託までになっちゃうともうわけがわからないという議論だから。その辺のところは住基の場合はどうなっていますかということは、もうちょっとしっかりルールを定めないといけないでしょうね。

やはり何らかの資格なり国際標準がどうのと書いてありますけれど、そういうところをしっかりと証明してもらえるところしかいけないとか。でも逆に高くなりますよ、明らかに。そうすると何で委託しているのかという問題になるんですけど。そこはもうちょっとこれからきちっと考えていかないと、確かにこういうケースが出ちゃったから、やはり考えないといけないと思いますね。もう1回出たら今度はちょっと住基も危ないからね。

これから大山先生がいろいろやっていただけたらと思うんですけど、住基カードあるいは住基番号を何とか使っていこうという格好にしないと、国家としても変でしょ。そこで「いや、あれは危ないよ」と言われちゃうと、再委託ばかりやっていてその先は尻抜けだ

という話ではどうしようもないですよ。ひとつ、よろしくお願いしますよ。

【前川委員】 この事件の漏えいデータの概要のところを見ていると、この29ページにあるわけですが、これだけの人数のものを持ち出す、先ほど課長からは自宅で移行作業をやるために持ち出したようなご説明を聞いたような気がするんですけど、それは普通考えられないと思います。プログラムをつくるために自宅で作業することはあっても、これだけの個人データを家に持ち帰ってパソコンで何か作業しないといけなかったという必然は、全然私は感じられないですよ。本当にそうだったのでしょうか。

【江畑課長】 そこはそうだと。必然は感じられないんですが、事実としてはそうだったと。

【前川委員】 本人がそう言い張っているだけではないんですか。

【安田座長】 多分、1件処理をするために全部持っていっただけなんですよ。

【遠藤委員】 そうなんですよ、そうなるんですよ。

【江畑課長】 結果としては、作業をした時点で漏えいしたというよりは、作業は自分の自宅で行って、全体の将来いろいろ何かトラブルが生じたときのためにということで、この従業員がバックアップデータを自分のパソコンに保存しておいたと。それがある日、ウィニーを通して流出してしまったという事案のようです。

【望月企画官】 ちょっと補足をさせていただきますと、資料3の30ページを見ていただくと愛南町事案の概要がまとまっているんですが、この中で流出したデータの件数というところに旧何とか町、旧何とか村とあると思うんです。市町村合併に伴いましてそれぞれの団体が持っていたデータを、当然コンピューターシステムが違うものですからこれを統合する必要があったと。その統合の請負をしたものですから、市町村のほとんど全部のデータを持っていったというのがまず発端でございます。次に統合したとき、これはちょっと確認がとれていないんですが想像だと、複数のシステムを統合するわけですから、後々例えば文字化けとかそういったものが発生する確率が非常に強いので、そうするとその手の問い合わせがあるだろうと。そのときに対応できないとまずいんじゃないかという要らぬおせっかいを考えたようでして、それで持って行って控えていたという案件であるということでございます。

あと2枚ほど戻っていただきまして28ページになりますが、複数の市町村から委託を受けていたというケースでございまして、A、B、C、Dと書いてありますが、そこからさらに再委託を受けた形でEというところに勤めていまして、その社員だったんですね。

そうなりますと、ずっとE社に詰めて仕事をしている場合もあるでしょうけれど、場合によっては全国を行ったり来たりする可能性もありましたので、そういったことも考えていたのではないかと考えられると。

あと、E社で働いていた社員が自分でウィニーをインストールしたわけではございませんで、同居している別の者がウィニーを入れていまして、要するにインストールした側からするとこんなデータがパソコンに入っていると知らなかったと、一方ではウィニーが入っているなんていうことを想定せずに仕事のデータを入れていたと。これが複合して今回の流出につながっていると、そういう事案であるということでございます。

**【安田座長】**　ちょっと不満なのは、結果として確かにいろいろな事象が重なって起こったことは事実だけれど、この人が無断で持ち出したことは絶対責められるべき問題であって、そこが一番問題。それがなければ後は起こらないんだから。やはりそこが一番問題ですよね。そこは絶対責めなければいけないし、きちんとやらなきゃいけない。ところがこれは契約上そういう責める条項がないみたいだから、今は責められないわけね。そういう契約も変なんだよね。

まあ、これを教訓としてきっちりした契約をするということと、再委託はやらないようにしてほしいよねという問題かもしれない、逆に住基の場合は。あるいはパソコンを特定して、こっちに来てやれという以外にないとか。そういうところをどうしますかということ、ころを我々のほうも少し真剣に考えないと、何度でも起こる可能性はゼロではない。

逆に言うと、社会保険庁じゃないけれど、ちゃんとやろうと思ったらお金が要るんだけど、予算はちゃんとしていますかという問題にはね返るわけですよ。それがちゃんとしていなければ、どうせやれないだろうという問題でしょ。安いお金で処理しようと思ったら安いところに出すしかないんだから。だったらおかしくなるに決まっているわけですよ。やはりそういう意味での予算を確保しないとイケない。これはもう全体の問題になりつつあって、総務省の別のところで情報カードのセキュリティの議論をすると、やりたいたいんだけどお金がない、何とかお金が確保できる方法はありませんかというのが非常な声なんですよね。道路の信号は何でついているかというとかガソリン税でつけているわけですよ。「ああいうのが欲しいね」と。

**【小川委員】**　そのお金の問題でいうと、このセキュリティではないんだけど、さっき産経新聞から談話が欲しいという電話が入って。これは東京都と警視庁がテロリストとおぼしき人たちについて、三次元の画像データをきっちり100分の1秒で出せるような

仕組みをある大学でやっているのを導入すると。ただいつ導入するのか、予算は幾らだと聞いたら、3年後に試験的な段階に移行する、予算は2億円だというんですね。考え方とか今のレベルでは大変高いし評価するけれど、3年後にはもう陳腐化しています。来年の8月から試験に入っていくというスピードで、20億の金を集めてこいよという話なんです。形だけ予算をつけてみんながそこに取り組むんだけど、実際にはITの世界は日進月歩だから、もう3年後には陳腐化しちゃって全然あかんという話で。そういう話までちょっと頭に浮かぶような感じのところがあります。だからお金をきちっと、メリハリをつけて使っていただかなきゃいけないということ。要らないところは削らなきゃいけないんです。

【安田座長】　そういう意味でいうと本当に国家予算の使い方が、研究開発とかもやってほしいけれど、やってもやっても全部漏れていっちゃうんじゃないかという話に。ある意味セキュリティに関してもっと重点的にやっていかないとまずいんじゃないですかという気はしますよね。それはしよっちゅう言っているんですけど、どうしても既得権があるのか何か知らないけどいろいろとあって。

【遠藤委員】　さっきのちゃんとハード化してかなり障壁を高くすると。これは1つの私企業がやるとすごく効率がよくないと思うんですけど、今いろいろ出ているように、いろいろな形でセキュリティを確保しておかなければいけない情報、例えば先ほどの社保庁のあれでもデータベースを維持してインプット、更新を非常に素早くやらなきゃいけないとかそういうのが出てきますよね。そういうのを全部まとめてナショナルセンターみたいなものをつくって、そこにしっかりと任せればハード化もかなりきちっとできると思うんですよ。それは別に民間が入ったっていいわけで。そういうフェールセーフちゃんをつくった形で業務を委託するというふうにすれば、委託後も品質を保障するやり方が一元化できると思うんですね。今は全くだれに行っているかわからない状況なわけですよ。我々私企業でも、例えば部品を取引先さんに頼む場合でも、自分たちは監査に行くわけですね。それでちゃんとやっていないとそこには出さないで引き上げるようになっているんですよ。部品だってそんなふうになっているのに、この話は。

【安田座長】　もっと厳しい話で。

【遠藤委員】　そう思うんですね。それでどうしても必要なノウハウが、漏れちゃ困るものはやはり自分で、我々は内作と言うんですけど、外作するか内作するか、内作を自分でやるんですよ、お金をつくり出して。これは大変だと言いながらみんな外に任せて

いますから、大変だと思っていないんですよ、本当は。

【安田座長】 いや、外を信用しているんですよ。だから問題なんです。

【遠藤委員】 信用するというのは、ちゃんと状況証拠がちゃんとあってできることであって。

【小川委員】 でも内作も信用ならないというのが、僕が仕事をいただいた巨大企業の場合はそう。あるセクションが、セキュリティをやっているセクションに絶対チェックを受けずに済むように、結果をおさめてくださいなんていうことを平気で言う。何も穴が開いていなかったというふうにしてくださいとか。恐ろしいですよ。

その辺、本当に客観性を持たせてきちっとチェックをする仕組みを何かつくれないかというはある。社内での力関係でいろいろ変わるんです。コンピューターセンター側とヘッドクォーターと全然違ったり。

【安田座長】 まだ日本はあれですよ、便宜を図ることが美德だという上下関係がありますから、これを何とか、ある意味セキュリティに関してはなしよということをきちっと啓発していかないと、やはりどうしようもないですよ。

【小川委員】 上に行くほど厳しいチェックを受けなきゃいけないといったようなルールづくりはひとつあるかなと思うんです。だって増田大臣の後をついて歩いたら、この中はどこでも入れるわけでしょ。

【安田座長】 入れます。

【前川委員】 別の話題でいいですか。

資料7の関係ですけれども、社会保障カードということで、安全性にすぐれたICカードの導入の検討が行われているというお話はいろいろなところから聞いていて、なおかつ検討委員会の委員に大山先生も堀部先生も入っておられるので改めて言うことでもないのかもしれませんが。やはり国民の目から見ると、カードが2枚になるというのが最悪のシナリオなので、どちらがどういうふうに譲歩するのかよくわかりませんが、譲歩じゃなく協力ですよ、本来あるべき姿は。やはり政府あるいは国全体として大所高所といますか、全体最適になるように最善の選択をしていただければと思います。ですから、場合によっては相手を立てるということも必要ではないかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【安田座長】 やはりこっちがそっちの会長になって一緒にしようと言えはできるけど、別々の会長がいてやっていたら、それはできっこない。ちょうど大山先生がやっておられ

るんだから、両方わかっておられるから。大山先生がおっしゃれば。

【大山委員】 いや、そんなに簡単ではないです。

【安田座長】 住基カードのほうも折れるでしょ、きっと。

【大山委員】 そんなに簡単じゃない。

【安田座長】 それを見込まれているんですよね。

【大山委員】 よくわかりますよ、それは当然のことだと思っているので。その辺は対応しなきゃと。

【安田座長】 だって今ちゃんとしなかったら、2011年に電子政府になったときむちゃくちゃになっちゃいますよ。もう間に合わないからどんどん行こうみたいな話になっちゃうから。

【遠藤委員】 電子政府もおくれるんじゃないですか、また。

【安田座長】 おくらせるんですか。

【遠藤委員】 いやいや、もうほとんど遅れていますもの。

【安田座長】 それは国家としてどうにもなりませんよ。

【遠藤委員】 ひどいものですよ。私もそっちの委員なんですけれど。

【安田座長】 少なくとも合理性とかそういった観点からいうと、日本はもうかなり効率が悪くなっていることは確かですよ。しかも税金を集めるとか統計量がすぐ出てこないとか、本当にひどいものですよ。

【小川委員】 だからこの住基の委員会だって、電子政府に向けて住基をたたき台にしようということでスタートしているわけですよね。

【安田座長】 そのはずですよ。

【小川委員】 だからちょっといろいろな角度から、検討するスピードをちょっと上げたほうがいいのかもしいですね。

【安田座長】 そうなんですけれど、皆さんお忙しい部分もあってなかなか。

まあ、それはちょっと考えます。

ただ明らかに番号かということをおそれる雰囲気があるから、いろいろなことにそれが浸透しない。白書だ何だといったって、3年前のデータとか何とかそんなのでいいのかと、本当にひどいものです。それは僕はやはり全体として考えるべきだし、本当は内閣府あたりがもっとやらなきゃいけないと思いますけどね。公約違反だとか何とかそんなこと言っている暇ないんだって。

【遠藤委員】 少なくとも次世代電子行政サービスのほうは、各省庁を横断的にやりましょうということになって、内閣府が音頭をとって動き始めたわけですよ、今度やっとな。ですけど、どうなんですかね。というのは、いろいろあって政府のことだけじゃないんですよ。つながって作業をするいろいろな民間のところの電子化もどんどん進まない、やはり進まないわけですよ。民間のいろいろな企業の電子化というかITの活用の仕方なんていうのは実にまだプアで、ですから両方進まない。ごくわずかの企業はうまく行くようになるかもしれないけれど、結果としてみるとやはりペーパーを添付しなきゃいけないとか、そういうのが出ちゃうんですね。だからこれは大変なことですよ。

【安田座長】 ただ、企業の場合には自分の傘下はかなり進んじゃうわけですよ、上がやれと言えやる。

【遠藤委員】 ええ、進んでいるんですけど、だけど取引先がみんな紙ですから。

【安田座長】 そうそう、今度はね。そっちはしょうがないですね。だけど国は一応全部が部下でしょ。

【遠藤委員】 どうなんでしょう。自治体は全然違いますから。

【大山委員】 ずっと黙っているのも結構つらいので、ちょっと1つだけ言わせてほしいんですけど。

実はきょうちょっと遅れてきたのは年金の業務のほうをやっていて、システムのほうを見ているんですけど。今回e-Taxでこれだけ住基カードと個人認証サービスが伸び始めているわけですが、年金の今の記録の問題というのは、言うまでもなくシステムが入ってから起こった問題じゃなくて、もとの紙のやつなんですよ。それを電子化するときには問題が起きているんですよ。何でそれがe-Taxとの関係があるかという、これはもう産業界にもぜひお願いなんですけど、もう紙で提出するのをやめてほしいんですよ。全部電子データで提出してください。そうすれば絶対間違いないですよ。電子申請の効果ってそこにあるんですよ。そうすると、ほとんどの企業に勤めている人は電子的に行って、今度は社会保障カードで自分の結果を見られるから、かなり普及すると思うんですよ。ねんきん特別便も始まったけれど、何たって1人300円だから300億円かかるんですよ、あれ。郵送料と紙代とみんな入れて。すごいですよ、あれ。で、1割ぐらいの人は届かないって言っているわけですよ。

【安田座長】 それをやらないでカードをつくったほうがいいのにね。

【小川委員】 紙データの照合を、例えば1万人体制で、1シフト8時間交替で1日3

万人でやるとするでしょ。1日1人50件としたら33日で終わるんですよ。何のもとがないとかいうのをチェックする。そこに使ったほうがいいですね、今のお金は。そうすると、後は電子的な問題はスツと行くんじゃないですか。

【安田座長】 まさにそうなんです。

【小川委員】 と夏から言っているんだけど、全然この中でも通っていかない。ある課長のところでとまっちゃっている。

【安田座長】 ねえ、おかしいんですよ。勘定したらすぐわかることなんだけど。郵送費の300億円は出るんですよ、これが不思議なことに。

【大山委員】 そうなんです。だからその辺が経費の使い方をわかっていない。

【安田座長】 郵送費というのはもともと認めた範疇だからいいんですよ。人を余計に雇うというやつはだめなの。そういう新たなことはやらない。

ただ、そうおっしゃいますけれど、今のまま電子化すると幾らでも悪いことはできるんですよ。ちょっと字を変えてみたり、名寄せができないようなのが幾らでもできるんですよ。タカハシの高なんていっぱいあるわけですよ、同じように見えて。

【大山委員】 今はもう基礎年金番号がついているからいいんじゃないの。

【安田座長】 いや、今度は領収証とかああいうの。商店の名前とか。

【大山委員】 ごめんなさい、僕が言っているのは社会保険の支払いのところ。要するに年金記録の問題が起きたのはそこなので、e-Taxのほうの話の領収証は、今のままじゃまだ不十分だというのはわかります。

【小川委員】 大山先生がおっしゃったのは、企業が紙を使わないでくれというのは。

【大山委員】 もう紙で出さないでください。

【小川委員】 その場合のセキュリティですよ。

【大山委員】 それはもうあれですね。署名つきで出してもらおう話だと思うんですよ。

【小川委員】 これは私もそうだから人のことだけを言うわけじゃないんだけど、これから会社のCEOになっていく人たちに対して、大学院で1日やったわけですよ。その中でこの情報セキュリティの話もあって、PGPと言ったら聞いたこともないというのね。文系の人なんです。すごく優秀な人ばかり。理系の人のごく当たり前なんだよね。公開鍵を使うとかいうことの基礎知識も何もない人がCEOになっていくのが、日本の巨大企業なんです。

【大山委員】 それをおっしゃると、この辺から上の人たちもみんなそうかもしれない。

霞が関とか、GPKは知らないと思うんですね。

【小川委員】 だからその辺なんです。

【安田座長】 電子化したらいいとはいうものの、遠藤さんがおっしゃるように対策をやっていない電子化ほど怖いものはないわけですね。だから普通の企業が今電子化なんかした日には、もう即、漏れちゃう。逆の問題ですね。

【遠藤委員】 でも弊社の中は、昔メインフレームからのプリントアウトが年間1,000万枚あったのが、今は200万枚を切っているんですね。それはほとんど全部請求書なんです。紙じゃなきゃだめだと言われていたところなんです。だから結局、だれかがせきとめちゃっているんですね。ITを使えない人たちが。

【大山委員】 何しろ紙で受け取りたいというのはいろいろな理由があるんですけど、一方ではほとんど電子的に管理しているところもあるわけですね。紙と電子がこうだから、電子データを紙に打ち出して電子化しているなんて、こんな話ばかりなんです。それを電子のまま生かそうという話は、ちょっとここではまだ出ていませんけれど、もう1つIT室で電子私書箱というのをやっているのはその理由がありまして、あれを個人と法人でもってやると郵便を電子的にやるような話になるから、多分できるようになるんじゃないかなと。そこの間のセキュリティの確保の仕方というのは、ある一定レベルを提供してしまえばいい。

【安田座長】 それは今、やらせていただいていますので。

【大山委員】 それは安田先生にお願いしていたんだ。

【安田座長】 そういう意味では大変有意義な議論になったと思いますけれど、さっきから皆さんおっしゃっているように、少なくとも住基の委託だ何だという関係はもう1回再点検をしてもらって、こうですよということをある意味報告してもらったほうがいいと思います。そうでないとちょっと心配、また起こる可能性は当然あり得るわけで。

【大山委員】 自治のほうで、自治体のやつを僕やらされているのがあるんだけど、あれとの関係ってきょうは説明はないの。

【宮本課長補佐】 地域情報政策室のほうで、まさに大山先生に座長を務めていただいでやらせていただいています。

ただあちらのほうは、特に住基というふうには限定はしておりませんで。

【大山委員】 あっちはLGWANじゃないの。

【宮本課長補佐】 いえ、基本的にすべて。システムが関連するものすべてということ

を考えておりますので、果たしてどちらが高いセキュリティを要求されるのかという議論になってくるとは思いますが、射程としてはむしろあちらのほうが広いという。

【大山委員】 それはいいんだけど、整理してくれないとちょっと。

【安田座長】 それは前々から言っている、LGWANとどうするんだという議論はあるので。

【大山委員】 同じような話を経済産業省でやろうとしているし。

【安田座長】 ネットワークが幾つかあって大変なんですよ。だから何とかしないと。

【大山委員】 扱うデータのレベルですよ。そういうのって。

【安田座長】 そうそう。つなげたら終わりになっちゃうんですよ。

ということもあって、きょうは本当にありがとうございました。事務局から何かありますか。

【江畑課長】 次回でございますが、また座長とご相談させていただいて、日程を調整させていただきたいと思います。

本日は7時をめぐりに総務省記者クラブで、私から会議の概要についてブリーフィングをさせていただきます。

【安田座長】 よろしくお願いたします。

これで今年最後でございます。よいお年をお迎えください。どうもありがとうございました。それではおしまいにいたします。

閉会